

このとり応援事業（生殖補助医療【保険診療】）受診等証明書

次の者については、生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと認められるため、生殖補助医療（及びその一環としての男性不妊治療）を実施し、これに係る医療費を次のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関 所在地
 名称
 主治医氏名
 TEL

印

医療機関記入欄（主治医が記入してください。）

ふりがな 受診者氏名	夫		妻	
		年 月 日生（ 歳）		年 月 日生（ 歳）
今回の治療への 保険の適用	保険適用 通算（ ）回目 ←1子ごとの(リセット後の)回数を記入 ・保険適用による通算1回目の治療開始時(*)の妻の年齢(歳) (*）保険適用を受ける初めての胚移植術に係る治療計画を作成した日を指します。			
今回の 治療期間 ※1	(開始) 年 月 日 ~ (終了) 年 月 日			
	(男性不妊治療分 年 月 日 ~ 年 月 日)			
今回の 治療内容	該当する記号(裏面注1・注2参照)に○を付けてください。		A又はBの場合	
	A B C D E F	1 体外受精 2 顕微授精 (該当する番号に○を付けてください。)		
<input type="checkbox"/> 精巣内精子採取術 (行った手術療法:) (精子回収の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
【保険診療で実施した治療】 診療月ごとの 保険診療分に 係る医療費等	診療年月	自己負担額 ※2 (窓口負担額)	高額療養費に係る当該月の自己負担限度額 (限度額適用認定証の提示等により確認が取れている場合、適用区分又は限度額を記入してください。)	未確認の場合 は✓を付けて ください↓
	生殖補助医療(妻の治療)			
	年 月分	円	適用区分()又は限度額(円)	<input type="checkbox"/> 未確認
	年 月分	円	適用区分()又は限度額(円)	<input type="checkbox"/> 未確認
	年 月分	円	適用区分()又は限度額(円)	<input type="checkbox"/> 未確認
	年 月分	円	適用区分()又は限度額(円)	<input type="checkbox"/> 未確認
	年 月分	円	適用区分()又は限度額(円)	<input type="checkbox"/> 未確認
	年 月分	円	適用区分()又は限度額(円)	<input type="checkbox"/> 未確認
	(妻)自己負担合計額	Ⓐ 円		
	男性不妊治療(夫の治療)			
年 月分	円	適用区分()又は限度額(円)	<input type="checkbox"/> 未確認	
年 月分	円	適用区分()又は限度額(円)	<input type="checkbox"/> 未確認	
(夫)自己負担合計額	Ⓑ 円			
【先進医療】	保険診療と併用した先進医療の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		先進医療にかかった治療金額(自費診療分)※2 Ⓒ 円	
自己負担合計額	Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ 円			

◎裏面の説明事項を参照してください。

◎証明書作成に当たっての説明事項

- ※1 治療期間については、今回の胚移植術に係る生殖補助医療の治療計画を作成した日を開始日とし、当該生殖補助医療の終了日までを記載してください。なお、主治医の治療方針に基づき、治療計画を作成し、採卵準備前に精巣内精子採取術等の男性不妊治療を行った場合も、治療計画を作成した日から当該生殖補助医療の終了日までを記載してください。
- ※2 不妊の原因を調べるための検査に係る費用、入院費、食事代、個室料、文書料は助成の対象外となりますので、証明金額からは除いてください。
- ※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で男性不妊治療を行った場合は、それぞれの医療機関で証明書を作成してください。

(注1) 助成対象となる治療は、次のいずれかに該当するものです。

A：新鮮胚移植を実施

B：採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）

C：以前に凍結した胚による胚移植を実施

D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E：受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止

F：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(注2) 採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。